○経済産業省令第六十九号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十五号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成三十年十一月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令

（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部改正）

第一条　エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則（昭和五十九年通商産業省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定） **第二条**　法第五十一条第一項第二号に規定する経済産業大臣の認定（以下「認定」という。）は、経済産業大臣又は経済産業大臣の登録を受けた者の実施するエネルギー管理研修（以下「研修」という。）を修了した者について行うものとする。 （認定の申請） **第三条**　［略］ （認定を受けた者に対する免状の交付） **第四条**　［略］ （免状の交付の申請） **第五条**　指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験（以下「試験」という。）に合格したことにより免状の交付を受けようとする者は、様式第三のエネルギー管理士免状交付申請書を経済産業大臣（法第五十二条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。 （合格者に対する免状の交付） **第六条**　経済産業大臣又は指定試験機関は、試験に合格しエネルギーの使用の合理化に関する実務に一年以上従事した者に対して、免状を交付する。	（認定） **第二条**　法第九条第一項第二号に規定する経済産業大臣の認定（以下「認定」という。）は、経済産業大臣又は経済産業大臣の登録を受けた者の実施するエネルギー管理研修（以下「研修」という。）を修了した者について行うものとする。 （認定の申請） **第三条**　［略］ （認定を受けた者に対する免状の交付） **第四条**　［略］ （免状の交付の申請） **第五条**　指定試験機関がその試験事務を行うエネルギー管理士試験（以下「試験」という。）に合格したことにより免状の交付を受けようとする者は、様式第三のエネルギー管理士免状交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （合格者に対する免状の交付） **第六条**　経済産業大臣は、試験に合格しエネルギーの使用の合理化に関する実務に一年以上従事した者に対して、免状を交付する。

（免状の再交付の申請）

第七条　免状の記載事項に変更を生じ、又は免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第四のエネルギー管理士免状再交付申請書を経済産業大臣（法第五十二条第一項の規定に基づき経済産業大臣が免状交付事務を委託している場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならない。

2　［略］

3　［略］

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第八条　エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令（昭和五十四年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第八条第一項第一号ニの経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　委託契約の金額

二　委託契約代金の支払の時期及び方法

三　指定試験機関による経済産業大臣への報告に関する事項

（免状交付事務に係る公示）

第九条　令第八条第一項第二号の規定により、経済産業大臣が、免状交付事務を委託したときは、次の各号に掲げる事項について公示するものとする。

一　委託に係る免状交付事務の内容

二　委託に係る免状交付事務を処理する場所

（研修）

第十条　［略］

（登録）

第十一条　［略］

（欠格条項）

第十二条　［略］

一　［略］

二　第二十六条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　［略］

（免状の再交付の申請）

第七条　免状の記載事項に変更を生じ、又は免状を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第四のエネルギー管理士免状再交付申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　［略］

3　［略］

［新規］

（研修）

第八条　［略］

（登録）

第九条　［略］

（欠格条項）

第十条　［略］

一　［略］

二　第二十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三　［略］